○総務省告示第四百四十七号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二十第二項において準用する同令第三十五条の六第二号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第四条第二項第三号を次のように改める。

三　携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備

イ　緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号

ロ　発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報（緯度、経度及び精度情報）

○総務省告示第四百四十八号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

表二の項から四の項までを削り、同表五の項の上欄中「第四十九条の六の三及び」及び「(三の項に掲げるものを除く。)」を削り、同項を同表二の項とし、同表六の項の下欄中「衛星移動電話端末等」を「移動電話端末等」に、「衛星移動電話用設備」を「移動電話用設備」に改め、同項を同表三の項とし、同表七の項を同表四の項とする。

○総務省告示第四百四十九号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第十九条から第二十一条まで及び第三十六条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十一号（端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号㈡を次のように改め、同号を同項第二号とする。

㈡　拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

(1)　制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したスロットに同期させ、かつ、スロットの受信が終了した時点から、不規則な遅延時間の後に送信を開始するものであること。

(2)　通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は（±）一マイクロ秒までの範囲にあること。

第一項第五号㈠中「衛星移動電話端末等」を「移動電話端末等」に、「衛星移動電話用設備」を「移動電話用設備」に改め、同号を同項第二号とする。

第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号㈡を次のように改め、同号を同項第二号とする。

㈡　拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

(1)　制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備に信号を送出後、一六〇ミリ秒以上一、三六〇ミリ秒以下の移動電話用設備から指定された時間内で、その信号の受信を確認した信号（以下「確認信号」という。）を移動電話用設備から受信した場合は、送信を完了すること。確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、確認信号を受信するまで移動電話用設備に信号を再度送出するものとする。この場合において再度送出する回数は、移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一五回を超えてはならない。

(2)　(1)において確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、再び(1)の動作を実行するものとする。この場合において、再び(1)の動作を実行する回数は移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一四回を超えてはならない。ただし、不規則な遅延時間の最大値については、移動電話用設備から指示のあった場合において、この限りでない。

第二項第五号㈠中「衛星移動電話用設備」を「移動電話用設備」に、「一の6」を「一の3」に改め、同号㈡中「衛星移動電話端末識別ビット」を「移動電話端末識別ビット」に、「衛星移動電話設備」を「移動電話用設備」に改め、同号を同項第三号とする。

第三項を次のように改める。

三　移動電話端末等のタイムアラインメント制御の条件

1　無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等の送信タイミングは、衛星の位置を予測しタイムアラインメントを行った捕捉信号を送信することにより調整するものとする。以後は、移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。

2　1に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して〇シンボルから（一）五五〇シンボル（標準送信タイミングに対して五五〇シンボル早く送信することをいう。）までの範囲で行うものとする。

○総務省告示第四百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項第三号中「特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」を「特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」に改める。

第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十二号とする。

○総務省告示第四百五十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項の表三の項中「特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」を「特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」に改める。

○総務省告示第四百五十二号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第十中「のうち送信バースト長が五ミリ秒」を削る。

別表第二号第三項2を次のように改める。

2　ＰＨＳ端末、ＭＣ（１Ｘ）－ＣＤＭＡ端末（無線設備規則第49条の６の４に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのものをいう。以下同じ。）及びＤＳ－ＣＤＭＡ端末（同規則第49条の６の４又は第49条の６の５に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのものをいう。以下同じ。）の測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

